

日本社会が内包する「排除性のジレンマ」問題の克服策の社会言語学的検討 — OECD 加盟 4 カ国の事例の調査分析をふまえて —

寺井悠人（大阪大学大学院生）

1. はじめに

社会資源を有効に活用することは、安心・安全な社会生活を送る上で重要である。社会資源には①国や自治体が提供する制度や公的サービス（社会保障、法的支援等）、②人的資源（家族など）、③企業や民間機関が提供するサービスなど複数種類あるが、本発表では①制度や公的サービスに焦点を当てる。近年日本では司法制度改革の流れの中で、関連機関の新設や機能の充実、法的情報の提供、司法利用相談窓口の拡充など司法アクセスの改善施策が実行されてきた。しかし橋場（2021）によれば、こうした施策に関与できない人々、あるいは関与しない人々があり、こうした人々（支援を必要とする当事者）に法的支援を届ける術を持っていない現状があるという。橋場は「社会システム全体が本質的に内包してしまう排除性のジレンマ」と述べ、こうした現状を問題視している。施策の有効性を高めるためシステムに関与していこうと思える状態へと人びとを涵養していく方策を模索し、「排除」から「包摂」へつなぐ上で「当事者に身近に接する第三者達」とのパーソナルな「信頼」が架け橋となるという観点から検討・考察している（橋場，2021）。このように「排除性のジレンマ」問題状況について橋場は、「信頼」という社会学・社会心理学領域の観点に焦点を当てて克服策を検討しているが、発表者は社会言語学領域からの克服策もあると推察する。その具体策を明らかにするため、「排除性」問題に関して諸外国で採用されている克服策について調査・分析を行った。

OECD 理事会は 1995 年、法規の質に関する国際基準を採択した。この中で、法規の透明性を高める上で Plain language drafting（平易なことばによる法律案作成）などの方針の重要性が強調され、以後多くの加盟国がこの方針に向けて動き出した。この「平易なことばによる法律案作成」は、専門家でない者が読んで理解できるよう法律文をわかりやすくする努力であるとされる。法律案・法律文に関して加盟国が行った取組みは、その後具体的にどのような成果が現れたのか。本発表では 4 カ国（ドイツ、ノルウェー、オーストラリア、アメリカ）の取組みに焦点を当てる。これら取組み事例の調査・分析を通じて、日本の「排除性のジレンマ」問題の克服策について社会言語学的観点から検討することを目的とする。本発表の内容は、「人々の幸せにつながる言語研究」という意味においては「ウェルフェア・リングイスティクス」（徳川，1999）に、「社会参加に必要な情報から取り残された『情報弱者』を生み出さないための「情報介護」等の視点に立った言語研究という意味においては「福祉言語学」（相澤，2012）にも通ずると考えている。

2. 理論的枠組み

社会的排除（social exclusion）、社会的包摂（social inclusion）を理論的枠組みとする。西ヨーロッパでは 1980 年代に長期失業等が拡大し、失業保険など保険体制からも脱落する人々が増加し問題化した。この問題

を読み解く用語として社会的排除¹が用いられ、この社会的排除を阻止、克服する政策志向性を持つ概念として社会的包摂という概念が用いられた(野崎, 2018)。その後行政のことば・法律のことばのわかりにくさを批判する学者や市民の主張が勢力を増し、市民運動が展開された。やがてこの主張を支持する行政機関職員や法律家が現れ、行政のことば、あるいは法律のことばをなるべく市民に近づける・平易にするという取組みが始まった。その取組みは *Bürgernahe Verwaltungssprache* (以下「市民に近い行政のことば」)、*Plain English* (以下 *PE*) などとして認知度を高めた。これら施策は、社会的排除の問題に対して、社会的包摂理念を踏まえた上での社会言語学領域からの克服策であったともいえる。

3. ドイツにおける取組み事例

Maaß (2020) によると、ドイツでは 1980 年代より行政等の分野で *Bürgernahe Sprache* (市民に近いことば) という概念が用いられるようになり、1984 年には連邦行政局が “*Bürgernahe Verwaltungssprache*” (市民に近い行政のことば) というガイドラインを公開した。これは約 20 年間にわたり更新された。また 2002 年障害者平等法が制定されたのを契機に、*Leichte Sprache* (以下「やさしいことば」) の法制化がなされ、実践も研究も盛んになった。これらは社会的包摂に貢献すると指摘されているという (Maaß, 2020)。

オストハイダ (2019) は、ブレーメン市生活支援センター内の事務室が公開する「やさしいことば」趣旨説明を紹介した上で、その情報提供は情報保障を社会的包摂の理念から考えるものと指摘している。

木村 (2021) は、「やさしいことば」、「市民に近い行政のことば」などを比較し、それぞれの特徴を指摘している。「やさしいことば」は学習困難者・障害者など社会生活に困難を抱えた自国民の社会参加を促すことに主眼をおいているのに対し、「市民に近い行政のことば」は役所の人以外の一般の人々の行政文書の理解可能性を向上させることに主眼をおいており、後者は最初からわかりやすい文書を作成するための基準であるという。つまり、わかりやすいことばに翻訳したドイツ語変種「やさしいことば」とは性質が異なるという。

4. ノルウェーにおける取組み事例

ノルウェー政府は、市民・政府間コミュニケーションの円滑化、公共部門の現代化を目指して、2008 年 *Klarspråk* (以下「平易なことば」) プロジェクトを開始した (Johannessen et al 2017)。これは政府公文書で使われることばに限定される概念で、「平易なことば」は「正しく、明確で、利用者を中心としたことば」と定義されている。最も重要な点が最初に来るように情報を整理すること、複雑な情報を理解可能なかたまりに分割すること、簡単なことばを使い、専門用語を定義すること等が条件とされる。このプロジェクトは成功したとされ、2013 年に更新された。政府公文書の「開示性」、市民の「社会参加、社会的包摂」を促進する上で「平易なことば」の普及が重要であることが政策文書内で強調されている (Johannessen et al, 2017)。

¹ 個人や集団が直面している諸問題を、低所得といった経済的次元のみならず、健康、居住環境、教育、人権などの社会的・政治的次元を含む多次的な観点からとらえようとする概念 (野崎, 2018)。

5. アメリカ, オーストラリアにおける取組み事例

英語圏では PE がよく知られている。PE は 1970 年代に着手された法律や行政文書の平易化が出発点の一つであるが、近年アメリカではスペイン語などの少数言語の平易化も進展していること、また諸外国においてフランス語・ドイツ語等による平易化の運動がみられることから、PE より Plain Language (以下 PL) の使用が増えているという (角, 2020)。PE による情報提供については、老若男女、専門家と非専門家、第一言語読者と第二言語読者等あらゆる人々にとって有効であることが分かっているという (Schriver, 2017)。

アメリカにおける PE/PL 展開の流れについては Schriver (2017) で詳しくまとめられている。PE 支持者らは 1980 年代にリーダビリティからユーザビリティへと優先順位が変わり、1990 年代以降は単語や文章レベルの問題から、談話レベルの問題、情報デザイン、アクセシビリティにまで視野が広がった。また 1977 年ニューヨーク州が州としては初めて Plain Language Law を制定して以降、多くの法学者が関心を持つようになり、1984 年以降はミシガン州弁護士会誌に Plain Language コラムが掲載され始め、使用領域は拡大した。1990 年代、PE 奨励のため連邦政府職員の有志が月例会議を始めた。彼らは 2000 年に Plain Language Action and Information Network (PLAIN) を結成、そのリーダーたちは連邦政府の全職員を対象に、平易な文書作成に関するトレーニングを提供し始めた。2000 年代後半以降は、PL の普及が進展した。またその対象者は、年齢層、障害の有無、文化的・言語的背景、読み書き能力の高さの度合いなど様々な対象者を考慮する方向へと多様化が進んだ。こうした中、2010 年オバマ大統領は「平易記載法」(Plain Writing Act of 2010) を制定した。また 2011 年、法規は「アクセス可能で、一貫性があり、平易なことばで書かれ、理解しやすい」ものでなければならないと書かれた大統領令を発布した。こうして今日、PL はビジネス、政府、医療、教育など様々な領域において大きな勢いを得るに至ったと指摘されている (Schriver 2017)。

Basterfield et al (2014) によれば、オーストラリアにおける PE での情報提供は障害を持つ人に加え、教育成果が乏しい人、加齢に伴い認知機能の制限を受けている高齢者などの自国民、さらに移民、難民、亡命者など様々な文化的・言語的背景を持つ人々にとっても有益だと指摘されている。その工夫により、障害の有無、年齢層、文化的・言語的背景に係りなくより多くの人々が自尊心を高め、自立して法律問題、雇用等への参加が促進され、「より一層の社会的包摂がもたらされる」と述べられている (Basterfield et al, 2014)。

6. おわりに

以上、OECD 加盟国における行政のことば・法律のことばに関する取組み事例についての議論を展開してきた。国によって取組み内容は多少異なるものの、いずれにおいても、行政のことば、あるいは法律のことばをなるべく市民に近づける・平易にするという理念のもと、政府関係者や立法者が法律文等の情報提供のあり方を工夫している様子をうかがい知ることができた。これは、専門家ではない一般市民、障害を持つ人、様々な文化的・言語的背景を持つ人々などへの社会的排除の問題を放置せず、社会参加しやすいよう情報提供を改良していくという、社会的包摂理念を踏まえた克服策といえよう。

今日、日本においては「やさしい日本語」に関する取組みが活発に行われているが、法律領域ではまだ極めて限定的である。また野田 (2014) は、「やさしい日本語」は言語的な面だけを考える傾向が強くと、視野をよ

り広げる必要があるとし、非母語話者だけでなく母語話者も対象に入れ、また伝達手段・伝達様式・伝達内容など情報伝達の面にも配慮し、様々な人々にとってわかりやすい、ユニバーサルデザインに基づく日本語コミュニケーションという展望の重要性を強調している。本発表で取り上げた4カ国の取組みとその成果、および野田（2014）の展望を踏まえると、今後日本でも、行政のことば・法律のことばをなるべく市民に近づける・平易にするという理念のもと、政府関係者や立法者が法律文等の情報提供のあり方を工夫することが、「排除性のジレンマ」問題の克服を目指す上で有意義な成果をもたらす見込みがある、と言えないだろうか。

今日、専門家（研究者や専門職業人等）と非専門家（一般市民）との間のコミュニケーション不全状況を改善するための工夫・配慮の実践も始まっている。例えば医療情報をわかりやすく発信するプロジェクト（2022）や後藤監修（2008）である。いずれも、多様な専門性を持つ人々が協力して問題解決志向型のプロジェクトである。「排除性のジレンマ」問題克服を検討する上で、こうした事例も参照となると考えられる。

参考文献

- 相澤正夫（2012）. 外来語言い換え提案とは何であったか、陣内正敬・田中牧郎・相澤正夫（編著） 外来語研究の新展開 おうふう 133-147.
- Basterfield, Cathy and Starford, Mark (2014). Plain Language for Accessibility, Democracy, and Citizenship, *The Clarity Journal*, 72(2) : 22-25.
- 橋場典子（2021）. 社会的排除と法システム 北海道大学出版会.
- 医療情報をわかりやすく発信するプロジェクト（2022）. 医学系研究をわかりやすく伝えるための手引き. <https://ez2understand.ifi.u-tokyo.ac.jp/guidebook/> (2023.01.09)
- Johannessen, Marius R., Berntzen, Lasse, and Ødegård, Ansgar (2017). A review of the Norwegian plain language policy, *16th International Conference on Electronic Government (EGOV)* : 187-198.
- 木村護郎クリストフ（2021）. 「やさしい言語」はだれのため？—ドイツの *Leichte Sprache*（やさしいことば）から考える 第22回中央ユーラシアと日本の未来公開講演会.
- 後藤昭（監修）. 日本弁護士連合会 裁判員制度実施本部 法廷用語の日常語化に関するプロジェクトチーム（編）（2008） 裁判員時代の法廷用語 — 法廷用語の日常語化に関する PT 最終報告書 三省堂.
- Maaß, Christiane (2020). *Easy Language – Plain Language – Easy Language Plus : Balancing Comprehensibility and Acceptability*, Frank & Timme.
- 野崎志帆（2018）. 社会的包摂／社会的排除, 公益財団法人 世界人権問題研究センター（編） 考えたくなる人権教育キーコンセプト.
- 野田尚史（2014）. 「やさしい日本語」から「ユニバーサルな日本語コミュニケーション」へ—母語話者が日本語を使うときの問題として 日本語教育, (158), 4-18.
- OECD (2002). *Regulatory Policies in OECD Countries*. https://www.oecd-ilibrary.org/governance/regulatory-policies-in-oecd-countries_9789264177437-en (2023.01.09)
- オストハイダ, テーヤ（2019）. 「やさしい日本語」から「わかりやすいことば」へ—共通語としての日本語のあり方を模索する 庵功雄・岩田一成・佐藤琢三・柳田直美（編） <やさしい日本語>と多文化共生 ココ出版 83-97.
- Schriver, Karen A. (2017). Plain language in the US gains momentum: 1940-2015, *IEEE Transactions in Professional Communication*, 60(4) : 343-383.
- 角知行（2020）. 移民大国アメリカの言語サービス—多言語と<やさしい英語>をめぐる運動と政策 明石書店.
- 徳川宗賢（対談者：ネウストプニー J.V.）（1999）. ウェルフェア・リングイスティクスの出発（特集：日本の言語問題） 社会言語科学, 2(1), 89-100.